

令和 5 年度

新琴似・安春川・新琴似北流雪溝設備保守業務

仕様書

札幌市建設局土木部道路設備課

仕様書（流雪溝設備）

（業務の概要）

- 1 本業務は、新琴似流雪溝、安春川流雪溝および新琴似北流雪溝の流雪溝設備（水位計、排水ゲート、及び付帯設備等）の保守点検を行うもので、流雪溝の円滑で確実な運転を確保するためのものである。また、運用期間中の巡視点検等及び終了時の保全点検を行う。

（業務の場所）

2 施設名

- (1) 新琴似流雪溝（北区北40条西4丁目～新琴似7条14丁目）
- (2) 安春川流雪溝（北区新琴似5条2丁目～新琴似5条10丁目）
- (3) 新琴似北流雪溝（北区新琴似11条1丁目～新琴似12条16丁目）
- (4) 北区土木センター（北区太平12条2丁目1-7）

（履行期間）

- 3 契約締結日から令和6年3月30日までとする。

（流雪溝運用開始予定日）

- 4 令和5年11月20日

（保守点検対象設備）

- 5 対象機器は次のとおりとする。（別添位置図参照）

	新琴似	安春川	新琴似北	合計
(1) 水位計	10台	—	16台	26台
(2) 水位計盤	7面	—	—	7面
(3) 温度計	—	—	7台	7台
(4) 流量計盤	1面	—	—	1面
(5) 回転灯制御盤	43面	5面	4面	52面
(6) 回転灯	43台	18台	38台	99台
(7) 排水ゲート	2箇所	—	—	2箇所
(8) 油圧制御ユニット	1台	—	—	1台
(9) 排水ポンプ	3台	—	2台	5台

※水位計19台分の水位計盤は現場盤内収容

（点検項目）

- 6 点検内容は点検項目表及び点検要領に基づくものとする。
- 7 作業前後の制御盤面の状態を一覧表に記録し、作業による誤操作が無いか明確に分かるようにすること。

（保守点検時期）

- 8 水位計の水位調整、連動試験を除く保守点検等の通水前に可能な作業は、通水開始日までに完了すること。
なお、通水開始日は11月中旬を予定しているが、最終的な通水の決定は委託者との協議により決定する。

（バルブ室等の点検清掃）

- 9 バルブ室（6か所）内の浸水状況の確認及び排水を行うこと。また、バルブ室の水中ポンプをフランジ部で外し、底部吸込み口の清掃を行うこと。

(1) 新琴似流雪溝

流雪溝起点バルブ室北ルート、南ルート（麻生町6丁目、麻生町5丁目）

流量計室（麻生町6丁目）

(2) 安春川流雪溝

流雪溝起点バルブ室（新琴似5条2丁目）

(3) 新琴似北流雪溝

流雪溝起点バルブ室右ルート、左ルート（新琴似11条1丁目、新琴似12条1丁目）

マンホール蓋にガタツキ等が発生しないよう接着材にて強固に接着すること。

- 10 排水ゲート室（2箇所）および排水切替板室（2箇所）の泥溜等堆積物、ゲートの動作に支障となる異物の除去及び清掃を行うこと。発生した汚泥の吸い上げ・運搬・処分は別途発注の業務にて行うため、当該業務の受託者と事前に調整を行うこと。ただし、作業にかかる安全管理費（交通誘導警備員等）は本業務に含むものとする。

(連動試験)

- 11 送水ポンプを含む総合試運転調整は、ゲート、回転灯など一連の保守点検終了後に行うこと。

(通水作業)

- 12 通水作業は排水ゲート（2箇所）を夏側から冬側に切り替えながら行うこと。通水は最初断続的に行い、状況を確認した後、継続して行うこと。
- 13 排水ゲート室および排水切替板室での通水状況の確認（流水の汚濁状況確認、異物流下の有無確認と除去、溢水の可能性確認）を行うこと。
- 14 排水ゲートの切替操作は、監視制御設備保守作業と連絡調整しながら行うこと。
- 15 排水ゲートおよび排水切替板を夏側から冬側に切り替えたあと、吐口スクリーン部の通水状況の確認（流水の汚濁状況確認、異物流下の有無確認と除去、溢水の可能性確認）を行い、その状況報告に基づき、通水作業の完了を決定すること。
- 16 通水作業の翌日から供用開始であれば、通常のスケジュールモードに設定すること。それ以外の場合は、維持流量運転に設定しておき、供用開始日に通常のスケジュールモードに変更すれば稼働できるよう設定しておくこと。

※安春川流雪溝はゲート作業を除く

(巡視点検及び緊急時の対応)

- 17 巡視点検は運用期間内に10回以上行うこと。異常動作・回転灯の不具合等を発見した場合は速やかに報告し、対応・処置すること。
- 18 運用期間中（24時間対応）において緊急呼び出しの要請があった場合は速やかに対応すること。

(終了保全点検)

- 19 運用終了後、不要な箇所の電源遮断を行い、次シーズンの運転に支障が無いように処置すること。
- 20 バルブ室等の排水ポンプの運転切替スイッチは必ず自動になっていることを確認すること。

(その他作業事項)

- 21 施設機器（盤及び配管等を含む）に腐食・錆がある場合は、簡易的な防錆処理を行い機器の延命を図ること。
- 22 臨時点検等
- (1) 臨時点検
- 点検時に異常が発見された場合及び災害・事故等により各設備の機能確認が必要と認められる場合に行う。
- (2) 保守作業
- 故障発生時の初期対応及び軽微な修理作業を行う。
- (3) 巡回
- 全設備の稼働状況等を確認する。保守作業時に合わせて行うことも可とする。

(提出書類)

23 受託者は保守点検の実施、完了にあたっては、次の書類を提出すること。

(1) 業務計画書

業務計画書には以下の書類を含むこと。なお、履行期間中に内容の変更・追加等があった場合は直ちに提出し承認を得ること。

ア 業務責任者指定通知書（資格免許証の写し、直接的な雇用関係を証明する書類（健康保険証等）の写しを添付すること）

イ 業務工程表

ウ 緊急連絡体制表

(2) 通水試験計画書

ア 体制表・行程表・要領等をまとめ、事前に提出すること。

(3) 業務報告書

ア 業務日報

イ 水位日報／月報

※CD-R等の電子媒体での提出とし、紙での提出は不要。

ウ 設備別履歴簿

委託者からの要請があった場合は速やかにその時点までの履歴簿を提示すること。

エ 業務写真（作業前後におけるすべての操作スイッチの状態が確認できる解像度のもの）

オ 点検結果表

機器又は盤毎に点検項目と点検結果を記載すること。様式はメーカー標準のものでも可とする。

カ 巡回点検作業記録及び緊急対応時の状況・処置・指示事項等の記録簿

巡回点検作業記録簿は業務完了時とし、それ以外については発生の都度提出すること。

キ 事故・故障報告書

設備に事故・故障が発生した場合、または発生するおそれがある場合は、速やかに委託者に連絡するとともに詳細を書類にて報告すること。

ク 制御盤面の状態一覧表

(4) 業務完了届

業務が完了したときは、業務完了届（役務 様式 9）を提出すること。

(環境に配慮した業務管理)

24 受託者は業務の履行においては委託者である札幌市の環境方針(2021年4月1日札幌市長)の趣旨を理解し履行に努めること。

(その他)

25 その他

(1) 業務責任者

受託者は直接雇用関係がある者から業務責任者を選定すること。業務責任者は業務全体の監督・指導に努めること。

なお、業務責任者は、電気工事士（免状の種類不問）の資格を有するものとする。

(2) 服装及び身分証明書

業務に従事するものは、保安帽、保安靴、各業務に適した衣服を着用することとし、常時身分証明書を携帯すること。

(3) 安全の確保

- ア 現場業務の実施に当たっては保安機材（立看板、カラーコーン等）、交通誘導警備員を配置し、事故防止に努めること。受託者は事故に対する一切の責任を負うものとする。
- イ 回転灯点検(ランプ交換を含む)等、高所での作業は高所作業車を用いて行うこと。
- ウ 酸素欠乏・硫化水素・可燃性ガス等の発生が予想される箇所での作業については、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者を配置し、各測定・換気による安全対策を講ずるとともに、測定記録と作業記録を整理し保存すること。

エ 【交通誘導警備員】

回転灯点検含む	2人	151ヶ所	排水ゲート室等ピット清掃	2人	4ヶ所
バルブ室内点検清掃	2人	5ヶ所	排水ゲート点検	2人	2ヶ所
流量計室内点検清掃	2人	1ヶ所	マンホール蓋接着	2人	1ヶ所
排水ポンプ点検	2人	5ヶ所	ケーブル点検（臨時）	1人	1ヶ所
水位計清掃	2人	26ヶ所			

(4) 再委託について

業務の「主たる部分（下記参照）」について、受託者はこれを再委託することはできない。

- ア 総合的な業務履行計画及び進捗管理
- イ 流雪溝設備の巡視点検及び緊急時対応

前述の「主たる部分」以外については専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、事前に委託者の承諾を得ること。

また、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、再委託業者の調整・指揮監督等の全ての面において主体的な役割を果たすこととし、作業中は業務責任者及び代務者が指揮監督等の業務を行うこと。

(5) 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取り扱いについては、別添特記事項によるものとする。

なお、事故報告書など、業務関係者以外の第三者の個人名・住所・連絡先が記載された書類を提出する場合は特記事項による個人情報の取り扱いに該当するため、そのような事象が発生した場合は、特記事項に従って対応すること。

(6) その他必要事項

- ア 業務の実施にあたっては本仕様書による他、電気事業法、道路法、電気設備技術基準等の関係法令を遵守すること。
- イ 受託者は、流雪溝の稼働に伴って生じる作業で、委託者の指示するものについては実施すること。また、委託者から提出を依頼された書類があれば、これに従うこと。

点検項目表 (流雪溝設備 1/2)

機 器 名 称	台 数	点 検 内 容
1 油圧制御盤	1 面	<input type="checkbox"/> 盤内外の清掃、点検 <input type="checkbox"/> 錆、端子等の締め付け確認 <input type="checkbox"/> 導体部及び分岐部、接続部の過熱、変色の有無の確認 <input type="checkbox"/> 取付機器の異常音、発熱、変色の有無の確認 <input type="checkbox"/> 絶縁抵抗測定 <input type="checkbox"/> 単体現場動作試験
2 水位計 温度計	26台 7台	<input type="checkbox"/> 外観点検及び設置部堆積物の除去、清掃 (バルブ室5箇所を除く26箇所) <input type="checkbox"/> 発信器本体清掃 <input type="checkbox"/> 発信器、電源および電源箱の出力調整
3 水位計盤 回転灯盤 回転灯 (現場盤内のものを含む)	7面 52面 99台	<input type="checkbox"/> 盤内外及び回転灯の清掃、点検及び不点ランプの交換 <input type="checkbox"/> 錆、端子等の締め付け確認 <input type="checkbox"/> 導体部及び分岐部接続部の過熱、変色の有無の確認 <input type="checkbox"/> 取付機器の異常音、発熱、変色の有無の確認 <input type="checkbox"/> 絶縁抵抗測定
4 流量計盤	1 面	<input type="checkbox"/> 盤内外の清掃、点検 <input type="checkbox"/> 錆、端子等の締め付け確認 <input type="checkbox"/> 導体部及び分岐部、接続部の過熱、変色の有無の確認 <input type="checkbox"/> 取付機器の異常音、発熱、変色の有無の確認 <input type="checkbox"/> 絶縁抵抗測定 <input type="checkbox"/> 現場連動試験
5 排水切替板	2枚	<input type="checkbox"/> 外観点検 (たわみ、変形の有無、水密性) <input type="checkbox"/> 室内堆積物の除去及び清掃
6 排水ゲート (ゲート室内)	2箇所	<input type="checkbox"/> 扉体の外観点検 (たわみ、変形の有無、水密性) <input type="checkbox"/> 戸当たりの変形等の有無の確認 <input type="checkbox"/> 開閉装置の外観、油漏れ点検 <input type="checkbox"/> 開閉装置の作動状況確認 <input type="checkbox"/> 油圧配管の外観、油漏れ点検 <input type="checkbox"/> 室内堆積物の除去及び清掃

点検項目表 (流雪溝設備 2/2)

機器名称	数量	点検内容
7 排水ゲート用 油圧ユニット	1 台	○作動油量、汚れ等の確認
		○油圧配管の外観、油漏れ点検
		○電磁弁、バルブ類の作動、発熱等の確認
		○圧力計、圧力スイッチの作動確認
		○作動中の圧力確認
		○油槽の損傷、汚れの確認
		○エアブリーザの目詰まりの確認
		○オイルヒーター作動確認
		○ドアスイッチの汚れ確認
		○現場盤による単体作動試験
8 総合動作試験		○中央側の計測表示値、状態監視項目と現場計測値、 現場表示との照合確認
		○中央監視制御設備との連動試験
		○回転灯動作確認

機器名称	数量	点検内容
9 排水ポンプ	5 台	○損傷、錆の発生の有無確認
		○絶縁抵抗測定
		○動作状況を確認

点検要領（流雪溝設備 1/4）

機器名称	点検内容	備考
1 油圧制御盤		
筐体 ・ 外部一般	①扉ヒンジ、ハンドル廻り取付ボルト類の緩み確認 ②扉開閉部の損傷有無確認 ③パッキン類の劣化、剥がれ、損傷の有無確認 ④埃塵の付着、堆積の有無確認 ⑤有害な雨水侵入や結露の形跡の有無確認 ⑥可動部、摺動部の発錆の有無確認 ⑦外被表面、裏面の塗装状況	緩みのある場合は増し締め 損傷等のある場合は報告 〃 汚れている場合は清掃 異常等のある場合は報告 〃 〃
主回路引込 引出部 ・ ケーブル端末 及び接続部	①接続部のボルト類の緩み、緩みによる振動音の有無確認 ②接続部、分岐部、絶縁物の過熱による異臭、変色の有無確認	緩みのある場合は増し締め 異常等のある場合は報告
配線 ・ 電線一般	①接続部のボルト類の緩み、緩みによる振動音の有無確認 ②支持金物等による電線被覆の損傷の有無確認 ③電線、絶縁物のボルト類の緩みの有無確認	緩みのある場合は増し締め 異常等のある場合は報告 〃
端子台 ・ 外部一般	①接続部のボルト類の緩みの有無確認 ②絶縁物等の亀裂、破損の有無確認 ③過熱等による変色の有無確認 ④異物や塵埃の付着の有無確認	緩みのある場合は増し締め 異常等のある場合は報告 〃 汚れている場合は清掃
絶縁抵抗 ・ 主回路	①メガーにて主回路部の絶縁抵抗測定 ※関係他部門と調整し、安全を確認の上 500V印加して測定	5 MΩ以上 前回値も併記すること
シーケンス ・ 現場盤回路	①機器単体動作確認 ②模擬信号による中央連動試験	
2 水位計		
検出器及び 電源箱	①検出器の水洗い及び点検 ②締め付け部の緩みの有無確認 ③中空ケーブルの損傷の有無確認 ④検出器、電源箱の外観点検 ⑤模擬圧力による入出力調整 ⑥実測による零点調整 ⑦外被表面、裏面の塗装状況	異常等のある場合は報告 緩みのある場合は増し締め 異常等のある場合は報告 〃 異常等のある場合は報告

点検要領 (流雪溝設備 2/4)

機器名称	点検内容	備考
3 水位計盤		
外観	①盤の損傷、錆の発生の有無確認 ②扉の開閉状況点検	異常等のある場合は報告 〃
部品等	①電源箱等機器の取付け部の緩み確認	緩みのある場合は増し締め
4 流量計盤		
外観	①盤の損傷、錆の発生の有無確認 ②扉の開閉状況点検	異常等のある場合は報告 〃
部品等	①電源箱等機器の取付け部の緩み確認	緩みのある場合は増し締め
作動状況	①手動及び短絡等で模擬入力により動作確認	
絶縁抵抗	①メガーにて主回路部の絶縁抵抗測定 ※関係他部門と調整し、安全を確認の上 500V印加して測定	5 MΩ以上 前回値も併記すること

点検要領 (流雪溝設備 3/4)

機器名称	点検内容	備考
5 排水ゲート		
扉体	①たわみ、変形の有無確認 ②異常な動作や異音の有無確認 ③開閉に支障となる障害物の有無確認 ④ボルト、ナットの緩み、脱落の有無確認 ⑤水密ゴムの劣化、損傷、変形摩耗の有無確認 ⑥戸当金物との接触状態確認 ⑦ゴム押さえ金物の変形の有無確認	異常等のある場合は報告 〃 障害物の除去 緩みのある場合は増し締め、 脱落の場合は報告 異常等のある場合は報告 異常等のある場合は報告 〃
戸当金物	①水密板の変形、損傷の有無確認 ②躯体のコンクリートのクラック等の有無確認	異常等のある場合は報告 〃
開閉装置 ・トルクアクチュエータ	①トルクアクチュエータの作動状態の確認 ②トルクアクチュエータの損傷の有無確認 ③油漏れの有無確認 ④扉体を手で揺する、または圧力計の変化を 観察することで内部リークの有無を確認する。 ⑤油圧配管の損傷及び油漏れの有無確認	異常等のある場合は報告 〃 〃 〃 継ぎ手部の増し締め 修理が必要な場合は報告
油圧ユニット	①作動油の油量確認 ②濁り水、乳化、異物混入の有無確認 ③排油口より水の流出がないことを確認 ※多量に作動油補充が必要な場合は協議の上、 補充する。	不足の場合は補充後報告 異常等のある場合は報告 水が出た場合は水抜き完了後、 作動油を補充した後に報告
配管	①油漏れ、損傷の有無確認 オイルパン、パネル、油槽に油のにじみが ないか確認	増し締め及び清掃
高圧ホース	①漏れ、亀裂、ゴムの劣化の有無確認	増し締め 修理が必要な場合は報告
高圧ポンプ	①油漏れの有無確認 たわみ、変形の有無確認 ②異音や発熱の有無確認	分解清掃、オイルシール交換が 必要な場合は報告 異常等のある場合は、油面ストレーナ、 ポンプのグランドシールの点検
電磁弁、 バルブ類	①油漏れ異音や発熱の有無確認	異常等のある場合は分解清掃 修理が必要な場合は報告
圧力計、 圧力SW	①指示値や作動圧力等の作動状況確認 ②作動中の油圧値の確認	異常等のある場合は調整 交換が必要な場合は報告

点検要領 (流雪溝設備 4/4)

機器名称	点検内容	備考
5 排水ゲート		
油槽	①油漏れ、損傷、錆の有無確認	清掃 修理の必要な場合は報告
エアブリーザ	①異物の付着による目詰まりの有無確認	付着があれば清掃
オイルヒーター	①設定温度での作動確認	異常等のある場合はサーモスタットの点検 修理の必要な場合は報告
ドアスイッチ	①マグネット接触面の汚れの有無確認	清掃
開閉動作	①現場操作盤での開閉操作と単体での作動状況の確認 ②操作盤の状態表示等の確認	異常等のある場合は報告 〃
6 総合試験		
中央との 連動試験	①中央の制御信号との連動確認	異常等のある場合は原因の調査・復旧 修理の必要な場合は報告

機器名称	点検内容	備考
3 排水ポンプ		
外観	② 損傷、錆の発生の有無確認 ②清掃	異常等のある場合は報告 〃
絶縁抵抗	①メガーにて主回路部の絶縁抵抗測定 ※関係他部門と調整し、安全を確認の上 500V印加して測定	5 MΩ以上 前回値も併記すること
動作確認	① 動作状況を確認	異常等のある場合は報告

仕様書（監視制御設備）

（業務の目的）

- 1 本業務は、新琴似流雪溝、安春川流雪溝および新琴似北流雪溝の中央監視制御設備および情報通信設備の保守点検を行い、流雪溝の円滑な運転を確保するためのものである。また、運用期間中の巡視点検、運用終了時の保全点検等を行う。

（業務の場所）

2 施設名

- (1) 新琴似流雪溝 (北区北40条西4丁目 ~ 新琴似7条14丁目)
- (2) 安春川流雪溝 (北区新琴似5条2丁目 ~ 新琴似5条10丁目)
- (3) 新琴似北流雪溝 (北区新琴似11条1丁目 ~ 新琴似12条16丁目)
- (4) 北区土木センター (北区太平12条2丁目1-7)
- (5) 創成川水再生プラザ (北区麻生町8丁目1-15)
- (6) 北区西地区除雪センター (北区屯田4条9丁目)

（保守点検対象設備）

- 3 対象機器は次のとおりとする。

- (1) 中央監視制御設備 1式
 - A 監視制御装置 (北区土木センター内 CPUユニット2台、プリンタ等)
 - I 監視制御用通信機器 (中央~現場盤7箇所、下水処理場2箇所)
 - U 除雪センター用PC (PC、モニター、プリンター) 除雪センター内
- (2) 現場盤1、2 (新琴似流雪溝) 2面
- (3) 現場盤3 (安春川流雪溝) 1面
- (4) 現場盤4~7 (新琴似北流雪溝) 4面
- (5) 流量計 1台

※(2)~(5)は別添点検箇所図参照

（点検項目）

- 4 点検内容は、点検項目表及び点検要領に基づくものとする。
- 5 流雪溝設備点検作業にあわせて、中央側の機器の総合調整を行うこと。流雪溝運転開始時（通水作業）の作業工程の統括と流雪溝システム全体の総合調整を行うこと。

（通水作業）

- 6 流雪溝の通水作業は、送水管の残水を下水道管に排出するため、維持流量用ポンプの運転にて、排水ゲート2箇所を夏側から冬側に切り替えながら行うこと。通水は最初断続的に行い、状況を確認の上継続して行う。
- 7 流雪溝設備保守作業にて、排水ゲート室での通水状況の確認（流水の汚濁状況確認、異物流下の有無確認と除去、溢水の可能性確認）を行うので、その状況報告に基づき操作および移動の指示をすること。
- 8 流雪溝設備保守作業にて、排水ゲートを夏側から冬側に切り替えたあと、吐口スクリーン部の通水状況の確認（流水の汚濁状況確認、異物流下の有無確認と除去、溢水の可能性確認）を行うので、その状況報告に基づき、通水作業の完了を決定すること。
- 9 通水作業の翌日から供用開始であれば、通常のスケジュールモードに設定すること。それ以外の場合は、維持流量運転に設定しておき、供用開始日に通常のスケジュールモードに変更すれば稼働できるよう設定しておくこと。

※安春川流雪溝はゲート作業を除く

(巡視点検および緊急時の対応)

10 巡視点検は、運用期間内に10回以上行うこととし異常動作・回転灯の不具合等が発見された場合は、速やかに報告し、対応・処置すること。流雪溝運用データ（日・月報等）を監視装置より収集し、完了時に提出すること。

11 運用期間中（24時間対応）において緊急呼び出しの要請があった場合は速やかに対応すること。

(終了時保全点検)

12 運用終了後、不要な箇所の電源遮断を行い、次シーズンの運転に支障が無いように処置すること。

(提出書類)

13 仕様書（流雪溝設備）の項目による。

(環境に配慮した業務管理)

14 受託者は業務の履行においては委託者である札幌市の環境方針(2021年4月1日札幌市長)の趣旨を理解し履行に努めること。

(その他)

15 除雪センター設置PCについて

(1) 開始時

a. 保管施設（伏古川融雪管投雪監視棟）～除雪センターに運搬搬入

b. 開梱

c. 清掃、設定、動作確認

- ・ OS 及び office のセキュリティパッチ適用
- ・ AdobeReader 更新
- ・ ファームウェア更新（プリンタ）
- ・ 起動確認
- ・ マウス及びキーボードの動作確認
- ・ ハードディスクのエラーチェック
- ・ ディスクドライブのクリーニングと動作確認
- ・ 印字テスト（プリンタ）

(2) 終了時

a. 終了処理、清掃

b. 梱包

c. 除雪センター～保管施設（伏古川融雪管投雪監視棟）～運搬搬入

※ 伏古川融雪管投雪監視棟所在地：札幌市東区東苗穂2条2丁目

16 その他

(1) 臨時点検

点検時に異常が発見された場合及び災害・事故等により各設備の機能確認が必要と認められる場合に行う。

(2) 保守作業

故障発生時の初期対応及び軽微な修理作業を行う。

(3) 巡回

全設備の稼働状況等を確認する。保守作業時に合わせて行うことも可とする。

(4) 業務責任者

業務責任者は、業務全体の監督・指導に努めること。

(5) 服装及び身分証明書

業務に従事するものは、保安帽、保安靴、各業務に適した衣服を着用することとし、常時身分証明書を携帯すること。

(6) 安全の確保

現場業務の実施に当たっては保安機材・交通誘導警備員を配置し、事故防止に努めること。受託者は事故に対する一切の責任を負うものとする。

点 検 項 目 表

運 転 開 始 前 確 認 内 容

表 1

作業		作業内容
運用開始前		動作確認
		○機器の発停操作の確認
		○自動制御の確認
		○一括操作の確認
		○故障警報メッセージの確認
		○パターン機能確認
		○帳票機能の確認
		○通信機能の確認
総合試運転調整		○各社合同打ち合わせ
		○全体システム動作確認
		○通水作業統括調整
機器名称	数量	点検内容
監視制御装置	1 組	○各部の清掃
		○エアフィルタの清掃
		○コネクタ類の装着状態確認
		○端子等の締付け確認
		○冷却ファンの動作確認
		○テストプログラム
		○LED表示の確認
		○エラーログの確認
		○マウス、キーボードの動作確認
		○制御電源電圧の確認
		○ハードディスクの動作確認
		監視制御用通信機器
○エアフィルタの清掃		
○コネクタ類の装着状態確認		
○端子等の締付け確認		
○冷却ファンの動作確認		
○テストプログラム		
○LED表示の確認		
○エラーログの確認		
○マウス、キーボードの動作確認		
○制御電源電圧の確認		
○ハードディスクの動作確認		

除雪センター P C FMV-K5280 (富士通) LP-S520 (エプソン) RT58i (YAMAHA) 他	1 組	<input type="checkbox"/> 回線接続設定、接続確認 <hr/> <input type="checkbox"/> 通信機能の確認 <hr/> <input type="checkbox"/> 通信機器の動作確認
現場制御盤	7 面	<input type="checkbox"/> 盤内外の清掃、点検 <hr/> <input type="checkbox"/> 錆、端子等の締め付け確認 <hr/> <input type="checkbox"/> 導体部及び分岐部、接続部の過熱、変色の有無の確認 <hr/> <input type="checkbox"/> 取付機器の異常、発熱、変色の有無の確認 <hr/> <input type="checkbox"/> 絶縁抵抗測定 <hr/> <input type="checkbox"/> 単体機器の現場動作試験
流量計	1 台	<input type="checkbox"/> 外観点検 <hr/> <input type="checkbox"/> 設定パラメータ確認 <hr/> <input type="checkbox"/> 変換器調整 <hr/> <input type="checkbox"/> 絶縁抵抗測定 <hr/> <input type="checkbox"/> 各部点検及び配線確認

点検要領（監視制御装置）

1 保守点検目的

監視制御装置を正確かつ円滑に稼働させ、その機能を保持することを目的とする。

2 点検項目

(1) 監視制御装置

- ア 各部の清掃 筐体内外の付着した埃塵等をハケ、エアブローで取り除く
- イ 各部の点検 コネクタ・プラグ類、端子のゆるみ等の確認。配線状況の確認。
- ウ 外観点検 変形、錆、破損のないことを確認。
- エ 冷却ファン 異音がないこと、正常回転であることを確認。
- オ テストプログラム 全メモリ領域の読み出し／書込みが正常か確認
- カ LED 起動、異常時の状態ランプを確認
- キ エラーログ 保存されているエラー内容の確認
- ク 試験 機器単体動作確認、模擬信号による連動試験。

(2) 監視制御用通信機器

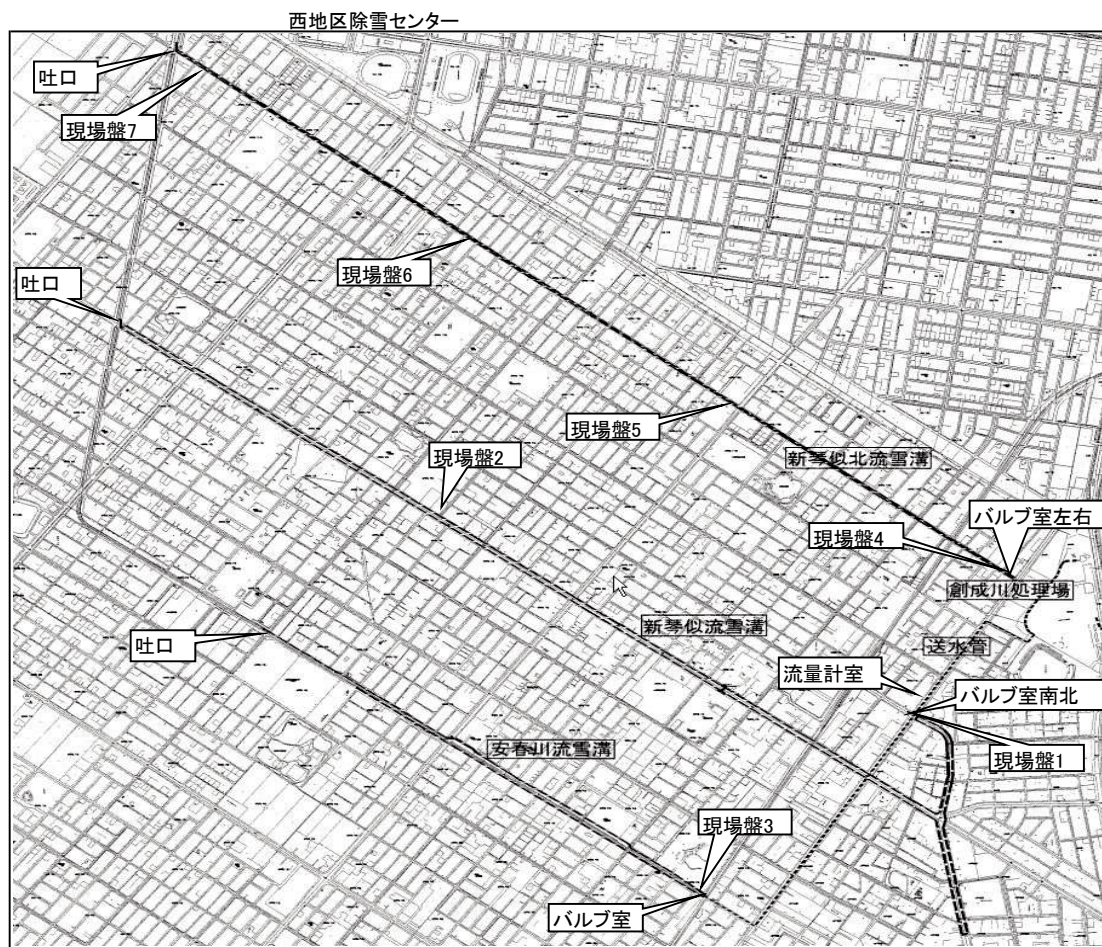
- ア 各部の清掃 筐体内外の付着した埃塵等をハケ、エアブローで取り除く
- イ 各部の点検 コネクタ・プラグ類、端子のゆるみ等の確認。配線状況の確認。
- ウ 外観点検 変形、錆、破損のないことを確認。
- エ 冷却ファン 異音がないこと、正常回転であることを確認。
- オ テストプログラム 全メモリ領域の読み出し／書込みが正常か確認
- カ LED 起動、異常時の状態ランプを確認
- キ エラーログ 保存されているエラー内容の確認
- ク 試験 機器単体動作確認、模擬信号による連動試験。

(3) 現場制御盤

- ア 各部の点検 コネクタ・プラグ類、端子のゆるみ等の確認。配線状況の確認。
- イ 外観点検 変形、錆、破損のないことを確認。
- ウ 絶縁抵抗 主回路部の絶縁抵抗測定。（前回値も併記すること）
- エ 試験 機器単体動作確認、模擬信号による連動試験。

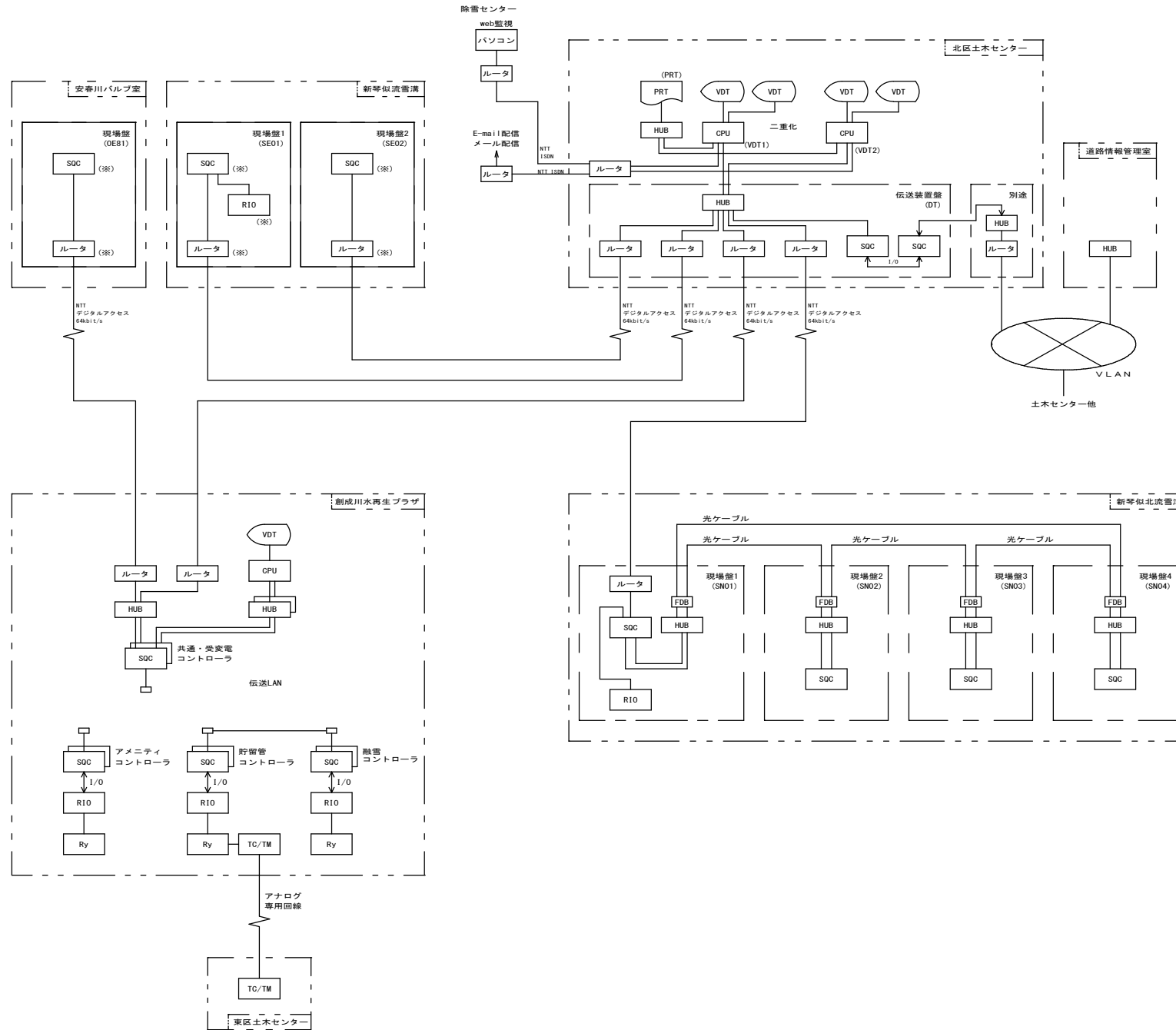
(4) 流量計 検出器及び変換器

- ア 各部の点検 コネクタ・プラグ類、端子のゆるみ等の確認。配線状況の確認。
- イ 外観点検 変形、錆、破損のないことを確認。
- ウ 絶縁抵抗 主回路部の絶縁抵抗測定。（前回値も併記すること）
- エ 試験 機器単体動作確認、模擬信号による連動試験。



札幌市建設局土木部道路設備課	
業務名	新琴似・安春川・新琴似北流雪溝設備保守業務
図面名	点検箇所図

システム構成図



【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、本業務を履行するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第 5 条 受託者は、業務の履行に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託)

第 6 条 受託者が、業務のうち、個人情報の取扱いに係る再委託をする場合には、あらかじめ委託者に書面により申請し、委託者から承諾を得なければならない。

- 2 受託者は、前項の申請をする場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法
- 3 委託者が第 1 項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 委託者が第 1 項及び第 2 項の規定により、受託者に対して個人情報の取扱いに係る再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第 7 条 受託者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第 8 条 受託者は、業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。

- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受託者は、業務において利用する個人情報について、業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受託者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱い状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 委託者は、業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

第14条 受託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故(個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわ

らず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1 - 1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの欄にチェックをしてください。

個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

(総括保護管理者)

(保護管理者)

基本方針等に記載がある(該当する場合は欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。該当する欄にチェック

従事者名簿

所属	役職	氏名	秘密保持誓約
			誓約書を徴した
			誓約書を徴した
			誓約書を徴した
			誓約書を徴した

上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の欄にチェックしてください。

【様式 3 - 1】

個人情報取扱安全管理措置評価書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

1 評価対象に関する事項

- (1) 会社名：
- (2) 工事等名：
- (3) 従業者数 ()：
個人情報取扱いに従事する従業者数 (提出名簿から)

2 令和.....年度個人情報取扱安全管理措置に対する評価

- (1) 評価：
- (2) 評価に至った理由

()

3 各項目について

(1) 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定 (確認事項)
(2) 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置 (確認事項)
(3) 従業者の指定等 (確認事項)
(4) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施 (確認事項)
(5) セキュリティ強化のための管理策 (確認事項)
(6) 事件・事故における報告連絡体制 (確認事項)
(7) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制 (確認事項)

【様式 5】

個人情報取扱状況報告書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

年 月 日

札幌市長

様

住 所
会社名
代表者名

個人情報の取扱いに関する特記事項に基づき実施している安全管理対策の実施状況について下記のとおり報告いたします。

記

受託業務名	
受託期間	
対象期間	
安全管理対策の実施状況	
1 当該業務において、標記特記事項に従い、安全管理対策を適切に実施しています。また、個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書（工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用）の提出時点からの変更有無等について、以下のとおり報告いたします。 (1) 従業員の指定等（変更なし・変更あり） (2) 管理区域の設定及び安全管理措置の実施（変更なし・変更あり） (3) セキュリティ強化のための管理策（変更なし・変更あり） (4) 事件・事故における報告連絡体制（変更なし・変更あり） ○（発生した場合）事件・事故の状況： (5) 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制（変更なし・変更あり） ○（実績ある場合）概要： (6) その他個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書からの変更（なし・あり）	
2 その他特記事項等	